

第4章 基本理念とみどりの将来像

第4章 基本理念とみどりの将来像

1. 基本理念

札幌市には、市街地を取り巻くように、山地丘陵のみどりや平地のみどりが広がり、豊平川などの河川とともに札幌のみどりの骨格を形成しています。また、市街地には公園緑地や街路樹、公有地・民有地の緑化など多様なみどりが存在しており、自然環境の保全や都市環境の形成、さらには様々な活動の場になるなど市民が生活していくうえで欠かすことができない重要な役割を担っています。

これからは、市民と一緒にになって取り組む、みどりを知り・守り・つくり・活かす「みどりの活動」によって、みどり資源を積極的に有効活用していきます。

これまで、みどりの分野では、経済成長や人口増加などを背景とした都市の拡大にあわせて、札幌を取り巻くみどりの保全と創出や、良好な住環境形成のための量的なみどりの整備を進め、一定の成果をあげてきました。

これからは、社会情勢の変化を踏まえ、今まで守り育ててきたみどりを守りながら、柔軟に使いこなしていくことにより、みどりが持つ機能をさらに高めることで新たな価値を生みだし、札幌のまちの魅力を高めていきます。

「グリーンシティさっぽろ」は、より魅力的な札幌を創造し、未来につなげていくことを表現しており、「グリーンシティさっぽろ」の実現に向けて取り組んでいくなかで、SDGsの「11 住み続けられるまちづくりを」や「15 陸の豊かさも守ろう」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」をはじめとした世界的な開発目標の達成に貢献しながら、持続可能なまちを目指しています。



出典: Stockholm Resilience Centre を参考に札幌市作成

よって、基本理念を以下のように設定します。

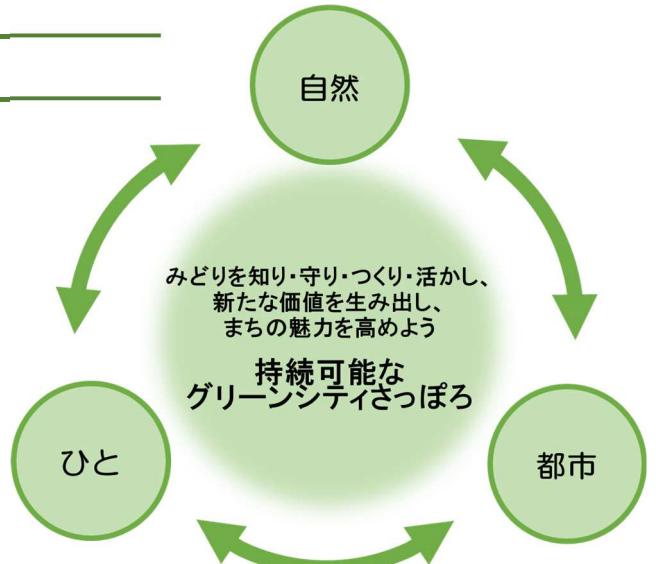
みどりを知り・守り・つくり・活かし、
新たな価値を生み出し、まちの魅力を高めよう

持続可能な
グリーンシティさっぽろ

2. みどりの将来像

札幌におけるみどりの機能をふまえ、本計画で目指す札幌のみどりの将来像を以下のように設定します。

「自然」「都市」「ひと」の3つの将来像は密接に関係しており、各将来像の実現に向けて取り組むことで、相乗的効果が高まります。



自然

良好な自然環境が保全され、人と自然が共生しています。

- ◆ 1 森林、草地、市街地のみどりのオープンスペース、街路樹などのみどりのネットワークが保全され、多様な生物の生息・生育空間が確保されています。
- ◆ 2 天然林の保全や人工林の適切な管理により、市内の森林が保全され、地球環境の改善につながります。

都 市

五感を通して感じられるみどりが保全・創出され、都市の魅力を高めています。

- ◆ 3 藻岩山や豊平川といった札幌市民の原風景となる美しい景観が保全され、快適な生活環境が維持されています。
- ◆ 4 公園や街路樹が適切に管理され、災害時には公園の持つ防災機能を発揮することで、安全・安心な都市となっています。
- ◆ 5 大通公園や中島公園といった大きな公園やみどりのオープンスペースが、市民や来訪者の憩いや賑わいの交流拠点となり、札幌に活力をもたらしています。

ひ と

多くの人がみどりにふれあい、幸福感のある日常生活を送っています。

- ◆ 6 公園や自然歩道などの多様なみどりを介して様々な世代が自然を学び、自然にふれあい、交流しています。
- ◆ 7 公園などでのみどりとふれあう活動を通じて、人と人がつながり、互いに支え合える優しい地域コミュニティを育んでいます。

3. みどりの将来像図

みどりの将来像を具体的に示す各将来像のイメージ図と全体図を示します。

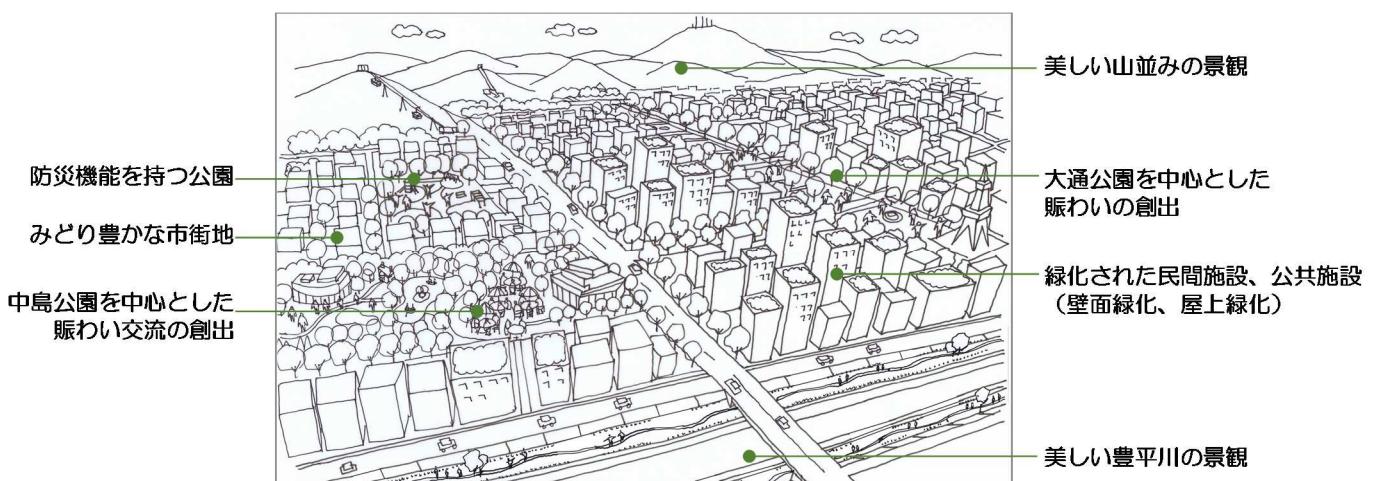
自然のイメージ

みどりの将来像「良好な自然環境が保全され、人と自然が共生しています。」



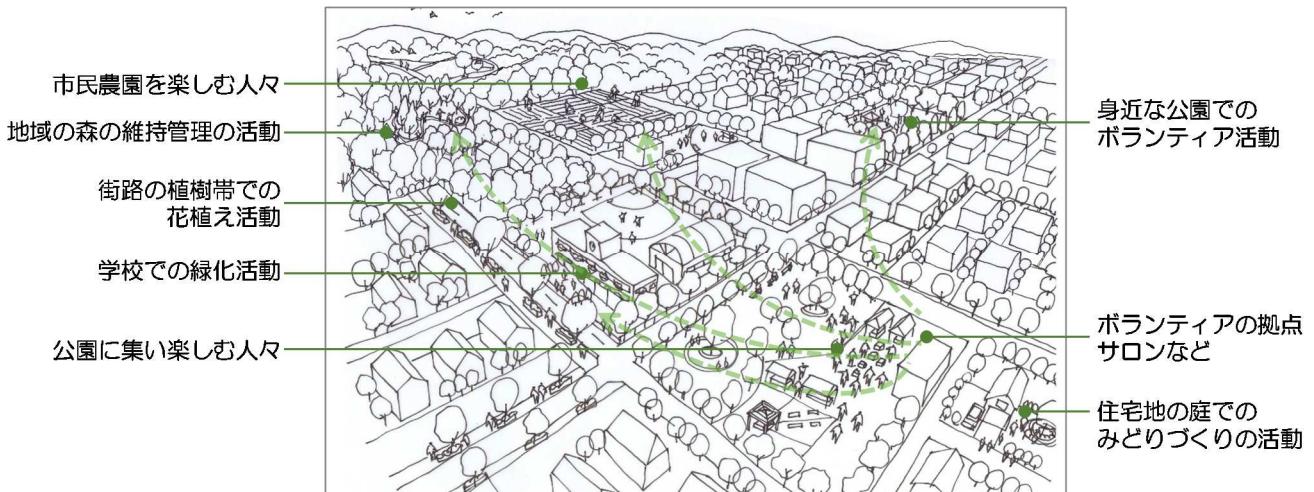
都市のイメージ

みどりの将来像「五感を通して感じられるみどりが保全・創出され、都市の魅力を高めています。」

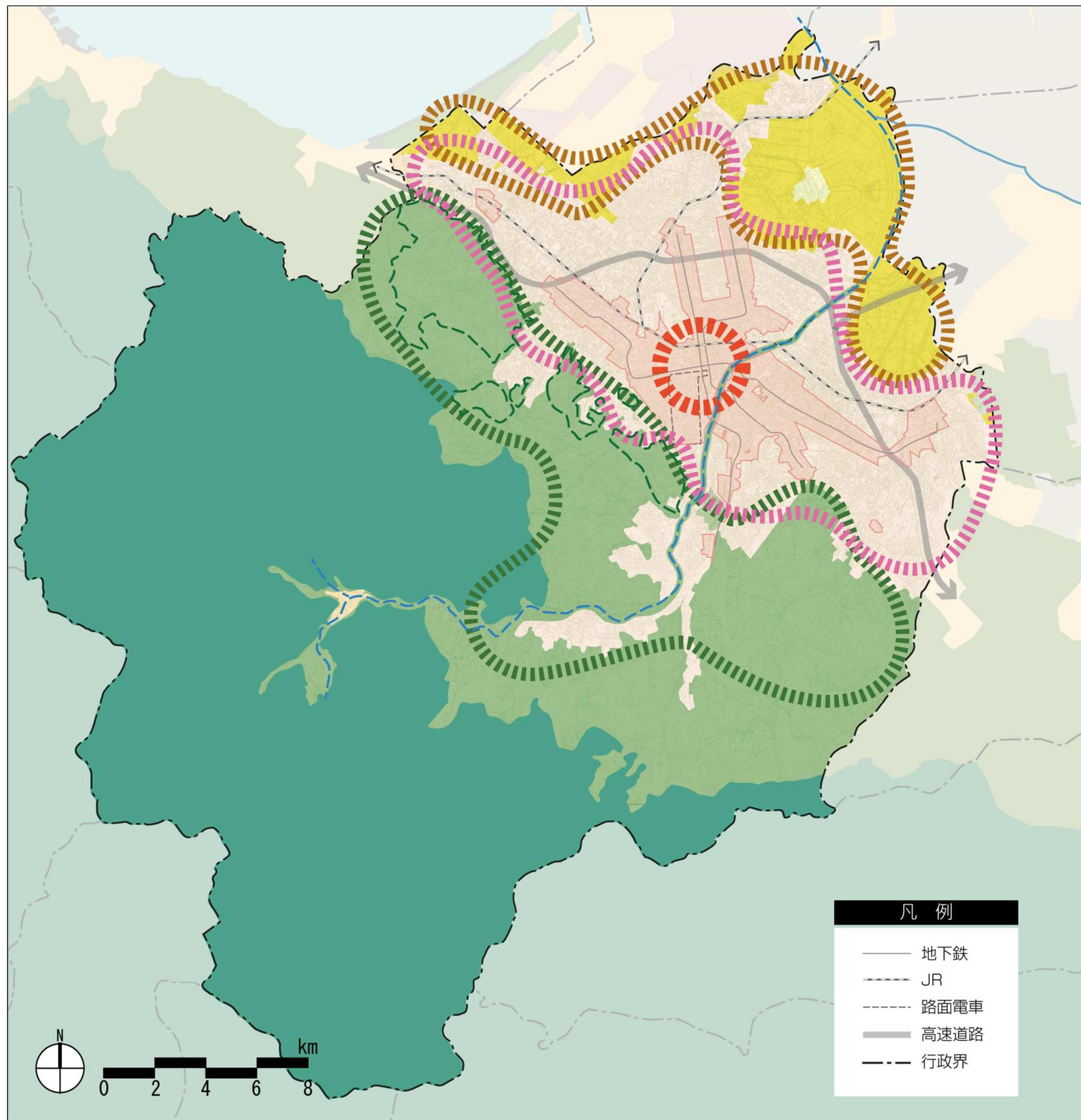


ひとのイメージ

みどりの将来像「多くの人がみどりにふれあい、幸福感のある日常生活を送っています。」



全体図



新たな価値を生み出し、魅力を高めるゾーニング

| | |
|--|---|
|  森林を知り守り 活かすみどりのエリア | <ul style="list-style-type: none"> 人々が自然や生物多様性を学んだり、自然を楽しんだりする活動を展開していきます。 森林のみどりを守り活かす活動を活発にしていきます。 |
|  平地を守り活かす みどりのエリア | <ul style="list-style-type: none"> 草地や農地などの自然環境についての理解を深め、市民団体等の守り育む活動を推進します。 それらの活動を通じて、生物の生息・生育空間や農風景を保全します。 |
|  都心の魅力を高める みどりのエリア | <ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者、行政が一体となり、民間施設や公共施設の緑化を推進します。 都心のみどりの増加や質の向上、まちを彩り来街者をおもてなしする緑化が推進され、まちに活力と潤いをもたらします。 |
|  豊かな市街地を形成 するみどりのエリア | <ul style="list-style-type: none"> 複合型高度利用市街地では、みどりが充実し、他の施設との複合化を図りながら、みどり豊かな市街地を形成します。 一般住宅地・郊外住宅地では、安全安心に配慮しながら、地域ニーズに応じた機能の再編やメリハリのあるみどりづくりを行います。 |

札幌のみどりの構造

| | |
|---|--|
|  奥山のみどり 山地丘陵のみどり | <ul style="list-style-type: none"> 天然林・人工林の適切な管理更新により、持続的に森林の保全・活用が推進されています。 |
|  平地のみどり | <ul style="list-style-type: none"> 札幌らしい農風景や生物の生息・生育空間が保全されています。 |
|  複合型高度利用市街地 | <ul style="list-style-type: none"> 積極的に住居を誘導する地域として、他の施設との複合化を図りながら、みどり豊かな市街地が形成されています。 |
|  一般住宅地・郊外住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅地として整備されてきた区域で、街路樹や公園など、地域ニーズにあったみどりが形成されています。 |
|  山並み・河川 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の原風景である、市街地から見える山並みや、河川の美しい景観が形成されています。 |

第5章 目標

第5章 目標

1. 目標の設定

本計画の将来像を実現するため、今後 10 年間の目標として以下のとおり設定します。また、目標の達成状況を量るための評価指標を設定し、調査項目の結果とともに評価時に活用します。

自然

《目標》

森林・草地などの自然環境を適切に維持保全していきます。

《評価指標》

みどりの量

現況値 (H26) 32,015ha ⇒ (H40) 現況値以上

間伐などの手入れをした都市環境林の面積 (対象面積: 1,140ha)

現況値 (H30) 97ha ⇒ (H40) 200ha

《調査項目》

- ・緑被現況調査
- ・都市環境林整備状況調査
- ・市内の動植物の分布調査

都 市

《目標》

公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、潤いや賑わいを創出していくます。

《評価指標》

都心がみどり豊かであると感じている市民の割合
現況値 (H30) 73.7% ⇒ (H40) 現況値以上

公園のバリアフリー化率

- ・駐車場：現況値 (H30) 57% ⇒ (H40) 60%
- ・トイレ：現況値 (H30) 36% ⇒ (H40) 45%

<調査項目>

- ・市民アンケート調査
- ・公園バリアフリー化実施状況調査
- ・縁視率調査
- ・民間活力の導入状況調査
- ・公園の防災に資する機能配置調査
- ・利用者数調査

ひ と

《目標》

市民がみどりを守り育て、ふれあうための取組を活発にていきます。

《評価指標》

みどりづくりなどに参加した市民の割合
現況値 (H30) 61.2% ⇒ (H40) 現況値以上

コミュニティ活動に関する公園利用届等件数

現況値 (H29) 1,967 件 ⇒ (H40) 現況値以上

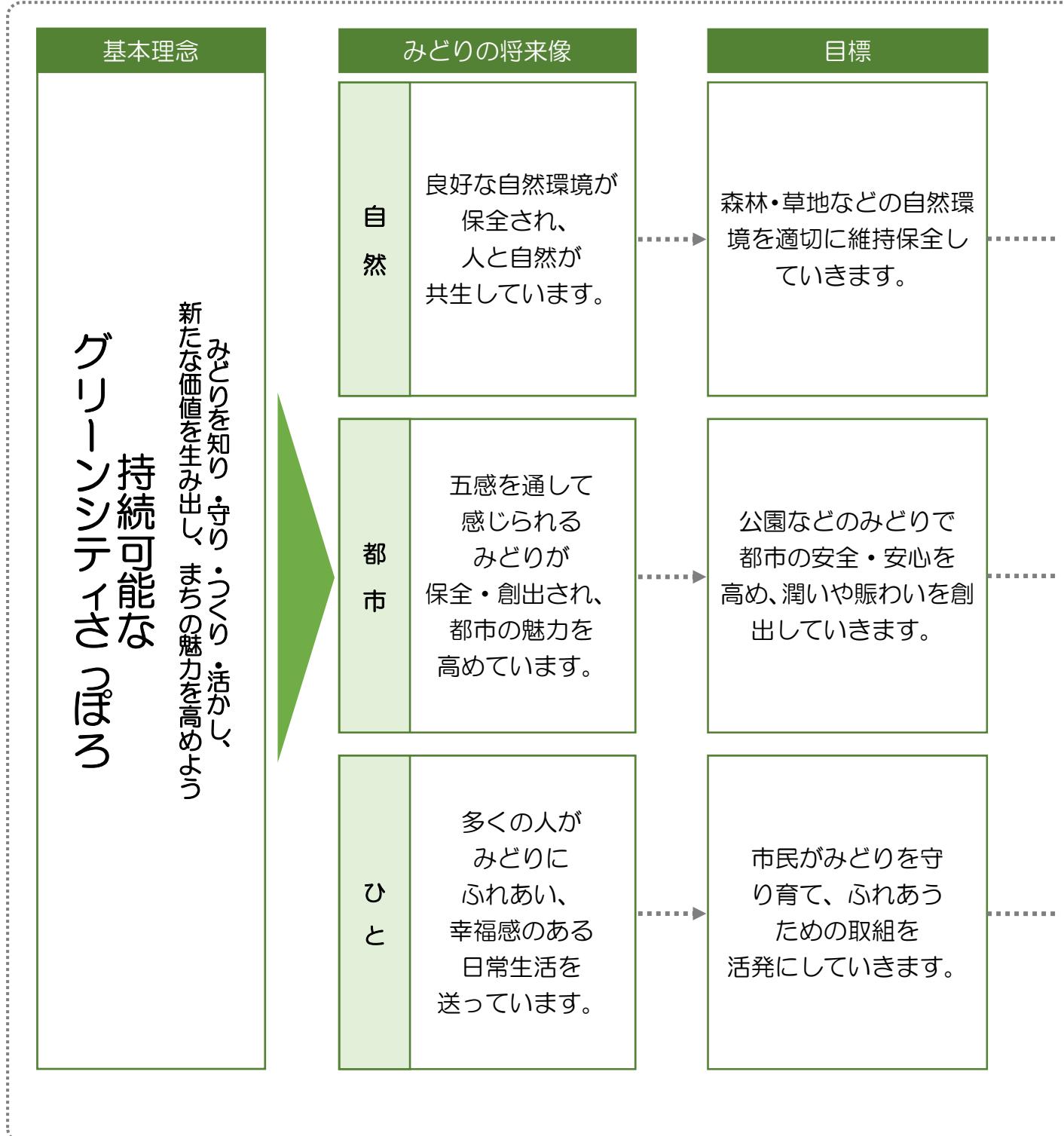
<調査項目>

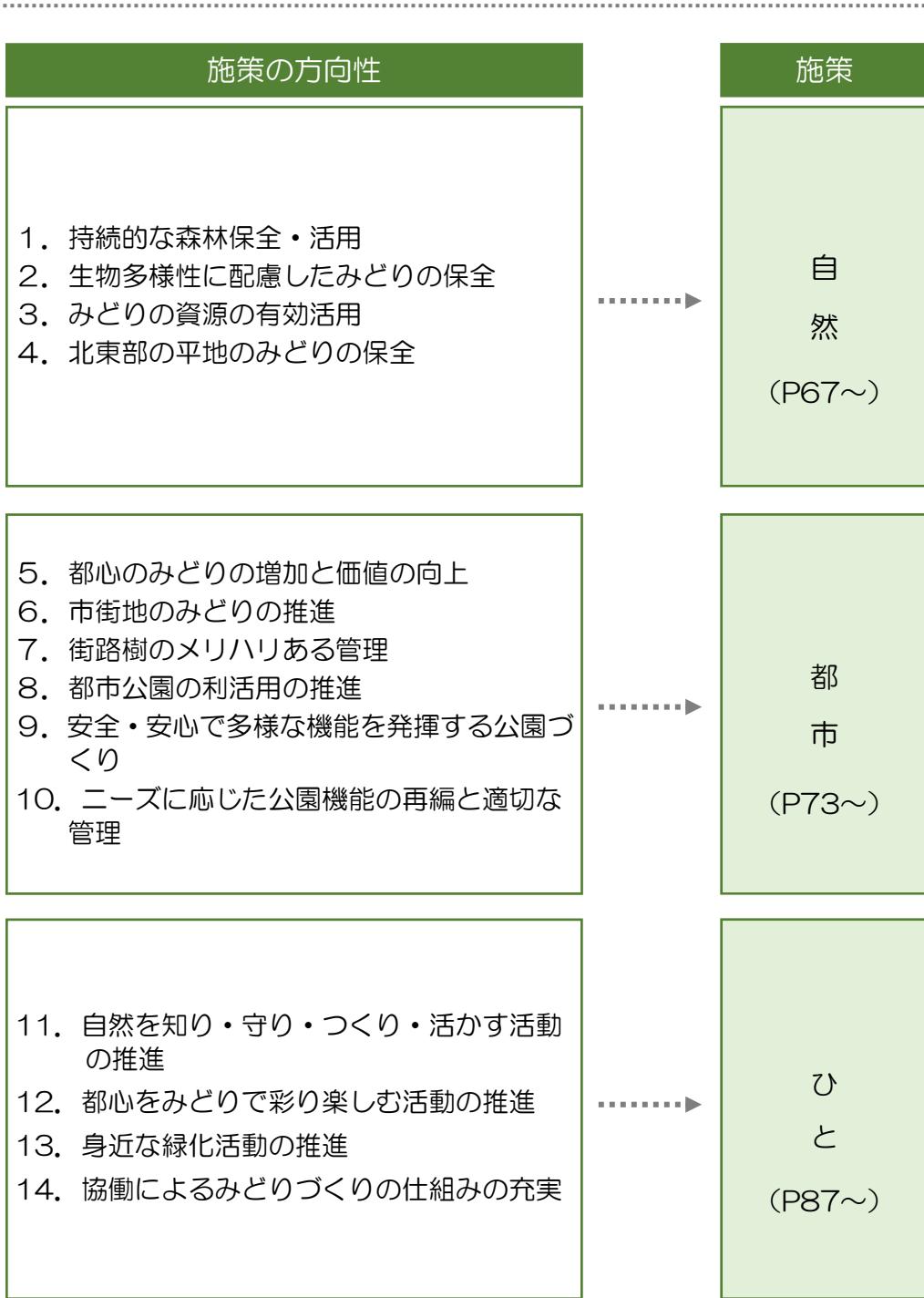
- ・市民アンケート調査
- ・公園利用届分類調査

第6章 計画の体系と施策

第6章 計画の体系と施策

1. 計画の体系





2. 施策の方向性と施策

自然

みどりの将来像

良好な自然環境が保全され、人と自然が共生しています

地球環境を改善し、多様な生物の生息・生育空間となっている自然環境を保全するとともに、新たな利活用の推進を図ります。

| | |
|-------|-------------|
| 方向性 1 | 持続的な森林保全・活用 |
|-------|-------------|

札幌市では、無秩序な市街地の拡大を防止し、みどり豊かな都市環境を守ることを目的として、景観の保全上重要な地域を風致地区に指定し、開発指向の強い地域や自然環境の保全が必要な森林を都市環境林として取得してきました。

また、緑の保全と創出に関する条例に基づき、一定規模の現状を変更する行為に対して、樹林地の確保を義務付け、開発によるみどりの喪失を抑制しています。

さらに、活用の取組として、自然歩道や都市環境林の一部などで市民が気軽に自然にふれあうことのできる場を提供してきました。

今後は、都市環境林などの森林を保全し適切に管理しながら、より市民の活用を図るために計画を策定し、市民・活動団体・事業者との連携による整備などを進めます。

■主な施策

○森林の保全推進

市街地を取り巻く重要な民樹林地を公有化するとともに、森林の公益的機能の維持増進を図るために間伐などの森林の整備や活用を促進します。

・都市環境林等の取得

自然環境・景観及び防災上などの公益的機能上特に保全が必要な森林や、開発の恐れがある森林を、計画的に公有化します。

○都市環境林の利活用の推進

森林の公益的機能を総合的に高めていく森林づくりを通じて、野生生物の生息・生育環境を保全し、豊かな自然とのふれあい、森林レクリエーション、環境教育等の利用を推進するため、「札幌市都市環境林管理方針」(P69 参照)を策定しました。今後はこの方針を推進するため以下の事に取り組みます。

・新たな活用手法の検討

森林の機能や特性に応じた管理計画を策定し、それに基づいた森林の保全と活用を図ります。

都市環境林については、市民などによる森林レクリエーション利用を推進するため、活用について検討します。

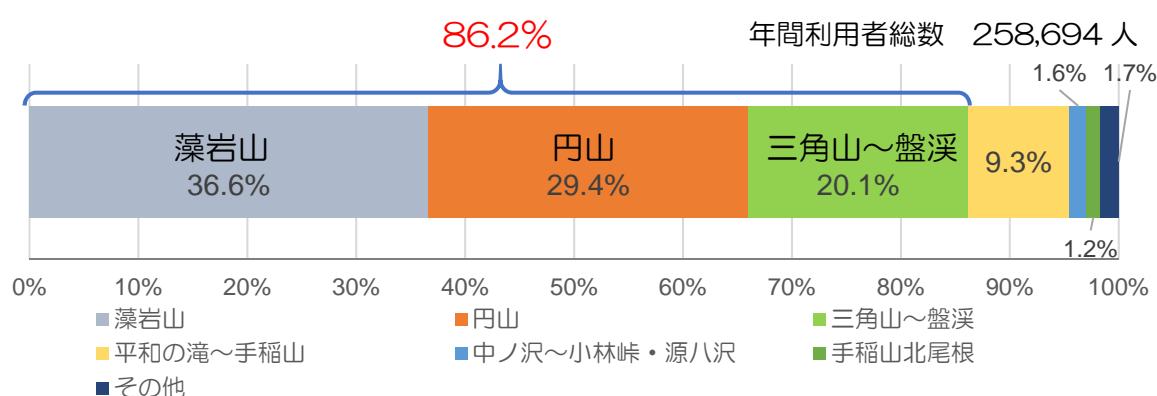
・人工林の間伐などの推進

白旗山都市環境林では、人工林(針葉樹)の間伐などを行い、広葉樹の生育を促すことにより針葉樹と広葉樹が混合した自然に近い森林づくりを進めます。

○多様化する自然歩道などの利用者への対応

札幌には8つの自然歩道と6つの市民の森があり、利用者は約26万人(年間推計値)となっており、広く市民に親しまれています。一方、ルート的には藻岩山・円山・三角山の3ルートで全体の約86%を占めているなど、利用箇所に偏りがみられるほか、外国人の利用や新たな利用形態(トレイルランニング)の増加があることから、自然への影響を考慮し、多様化する利用者の安全と利便性を確保する手法について検討します。

市民の森などの利用状況(ルート別の年間利用者推計)



■札幌市都市環境林管理方針 [平成30年]

札幌市が保有する都市環境林（37地区）について、森づくりの在り方を明確に位置づける基本方針として、森林の機能と特性に応じた管理方針を策定したものです。

長期目標 大都市近郊に残された貴重な自然として、森林の多様な公益的機能の維持増進を図り、森林の保全と市民のレクリエーションの場として活用を図る。

基本方針

- ①森林の特性に応じた管理手法により、森林の有する公益的機能の発揮を目指す。
- ②都市環境林の立地条件や施設内容に応じて、都市近郊に残された貴重な自然環境の保全と活用を図る。
- ③森林ボランティア活動の促進を図り、市民と協働による森づくりを進める。

森林の基本的な管理手法

将来目標への道筋



保全と活用の方向性

| 保全と活用のタイプ | 里山的利用タイプ | レク・教育的利用タイプ | 自然環境保全タイプ |
|-----------------|--|--|--|
| 森林の特性と タイプ条件 | <ul style="list-style-type: none"> まとまった面積の人工林（1ha以上）を有する。 アプローチが可能である。 市民団体による利用実績があるか、または今後期待できる。 | <ul style="list-style-type: none"> すでに散策路などがあり、市民による利用がある。 隣接する緑地に散策路があり、連携することによって利用促進が期待できる。 散策や観察に適した自然資源を有する。 | <ul style="list-style-type: none"> 保全すべき景観や良好な自然環境を有する。 二次林であっても周辺の貴重な自然林と一体的に保全を図る必要がある（緩衝機能を有する）。 自然の推移に任せることで、自然林へと移行することが期待できる。 |
| 保全と活用の 方向性 | 森づくり体験 | レク・教育的利用 | 保全 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 森林ボランティア団体と管理方針や長期目標を共有しながら、協働の森づくりを進める 市民による森づくり体験の場（植栽や間伐など）としての活用を図る。 隣接する緑地などで活動する市民団体との連携を図り、都市環境林の活用を促進する。 間伐材の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の森林レクリエーション（登山や散策、自然観察など）の場として、散策路などの施設を維持・整備を進める。 都市環境林の利用を通じて、地域の多様な自然環境や森林の持つ公益的機能についての理解を深め、環境学習の場としての活用を図る。 隣接する公園などの緑地との連携を図り、一体的な活用を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特有の生物多様性の維持、保全を図る。 良好な都市環境の形成のため、住宅地に近接する景観林・緩衝地として、良好な自然環境の維持・保全を図る。 水源涵養、土砂流出防止や防風保安などの森林の持つ公益的機能の維持を図る。 |

方向性2 生物多様性に配慮したみどりの保全

森林や草地、農地、公園緑地などのまとまりのあるみどりや、河川や街路樹などのつながりのあるみどりは、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、生物の生息・生育空間となり、生物多様性の保全に寄与するなど重要な役割を果たしています。

札幌市では「環状グリーンベルト構想」に基づき、環状グリーンベルトとコリドーからなる骨格的なみどりのネットワークを形成してきました。

■主な施策

○生物多様性に配慮したみどりの保全と創出

生物多様性の保全を図っていくために、札幌やその周辺のみどりの現状や特性などを踏まえ、自然環境の保全に努めるとともに、公園緑地や河川などを活用した生物の生息・生育地の連続性の確保に努めます。

○ヒグマ等の野生生物との共生

緑地や水辺の連続化については、ヒグマやエゾシカなど野生生物の侵入経路となる側面もあります。手入れをされない里山や河畔林、耕作放棄地などが市街地への侵入を誘発する可能性があることから、特に市街地周辺においては、土地の管理者や地域への普及啓発などの適正な管理に向けた取組が重要です。

○特定外来生物*の適切な処理

公園緑地などの整備や維持管理において、特定外来生物を発見した場合には、関係法令に基づく適切な対応を進めます。

○調査分析と情報共有

モニタリングや文献調査等により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に關係する基礎的な情報を収集し、情報の共有化を進めます。

* **特定外来生物**：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』により指定されているもの。

方向性3 みどりの資源の有効活用

環境負荷の少ない循環型社会への取組として、公園や街路樹などの維持管理の際に発生する落ち葉や剪定枝などの有効活用を進めます。

■主な施策

○落ち葉の堆肥化

公園や街路樹から発生する落ち葉を植物の栄養や土壤を活性化する資源として活用するため、市民との連携による堆肥化を進めます。

○伐採木・剪定枝などの有効活用

循環型社会※の実現に向けた市民意識の向上や普及啓発を進めるとともに、公園や街路樹などで発生する間伐木、剪定枝をバイオマス※燃料として有効利用していきます。

* 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

* バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石燃料を除いたもの。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであり、生命と太陽がある限り、枯渇しない資源。

方向性4

北東部の平地のみどりの保全

札幌市の北東部に広がる農地などの平地のみどりは、野生生物の生息・生育の場として生物多様性保全に役立つとともに、市民の原風景になるなど重要な役割を担っています。

■主な施策

○農地の保全と活用

農地の利活用状況や農地所有者の意向の把握を通して、地域の実情にあった農地利用の調整による適切な農地の保全と活用を図ります。

○遊休農地*の利活用の促進

平地において良好な景観の形成や自然環境の保全、農業体験の場の提供など多面的な機能が発揮できるよう、農地を有効活用していくことが重要です。

市民が農的な活動にふれられるよう、地域性に応じた市民農園*や体験農園などとしての活用や、農地の多面的機能の維持保全につながる地域のニーズに合わせた遊休農地の利活用方法を検討します。

* **遊休農地**：現に耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地、及び農業上の利用の程度がその周辺の地域に比し著しく劣っている農地（農地法第32条）。

* **市民農園**：都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

都市

みどりの将来像

五感を通して感じられるみどりが保全・創出され、
都市の魅力を高めています。

市民・活動団体・事業者等と共に、公園や街路樹など街中のみどりの活用を通じて、みどりの豊かさ、にぎわい、憩いなどを日々の暮らしの中で感じることができる魅力的な都市環境の形成を進めます。

方向性 5

都心のみどりの増加と価値の向上

多くの市民や来訪者が訪れる都心は、札幌の顔であり、公園や街路樹などのみどりによって、札幌の魅力を感じられる空間の形成を進めてきました。

市で毎年実施している市民意識調査では、多くの市民が札幌を好きな理由として「緑が多く自然が豊か」という点を挙げていますが、都心においては大通公園や街路樹、公共や民間施設のみどりによる緑被率は 12%程度となっています。民間利用地では6%程度と公共利用地に比べ、低い状況にあります。

今後、新幹線札幌駅ホームの建設や冬季オリンピック・パラリンピック開催誘致などを契機にまちづくりが進められると予想されます。

まちづくりをリードするみどりを創出するとともに、市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出していきます。

■主な施策

○都心のみどりづくりの推進

よりみどり豊かで魅力的な都心の形成に向けて、各種土地利用計画制度や民有地緑化への支援などで、建築物緑化や広場などのオープンスペースの緑化を進め、みどりの保全や質の高いみどりを創出するため、市民・活動団体・事業者等と行政がみどりづくりを推進していきます。

○公共施設の緑化の推進

公共施設の新築・改築の際には、市民が憩い、交流できる広場の整備や壁面・屋上・屋内緑化など、うるおいあるみどりのオープンスペースを創出します。

○民有地緑化の推進

・民有地緑化への助成

都心での開発や再整備に合わせてみどり豊かな空間創出を推進するため、民有地において、みどりのオープンスペースの創出や、壁面緑化、屋上緑化、屋内緑地などの取組を支援します。

・民有地の優良事例の紹介

民間開発による都心での緑化活動を促進するため、具来的な計画の参考となる民有地緑化の優良事例を事業者に紹介します。

○緑保全創出地域制度の改正

札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づき緑化を義務付けていますが、さらに都心の緑化を推進し魅力を高めていくため、現行制度の効果検証や公共・民間施設の緑化の現状など把握したうえで、都心の再開発や公共施設の建替えなどに対応した緑保全創出地域制度の改定を行います。

○まちづくりと連携した都心の魅力づくり

札幌の気候特性に対応したみどりのオープンスペースの充実を図るとともに、樹木の雪景色を見せるなど積雪寒冷地ならではの景観を意識したみどりづくりを推進します。

○都心のみどりの景観の向上

札幌駅交流拠点において、札幌の気候特性に対応した空間の充実を図り、創成川通は川を挟んで一体的にみどりが感じられるようにみどりのネットワークづくりを検討していきます。また、ポケットパーク*などの市民や来訪者が憩い交流し滞留する魅力的な空間を創出し、景観を向上させていきます。

* ポケットパーク：道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな滞留空間のこと。

市街地において、公園や河川、街路樹、民有地のみどりがあることで良好な住環境を形成していますが、効果的な維持管理を行うため、それらの機能や価値を検証し、市街地の緑化に関する方向性を検討していきます。

■主な施策

○市街地の緑化と保全の方針

市街地のみどりは、公園や街路樹、公共・民間施設の緑化、家庭の庭などで構成されています。今後はこのような緑化をどう維持していくかについて、方向性を検討します。

○緑化重点地区の継承

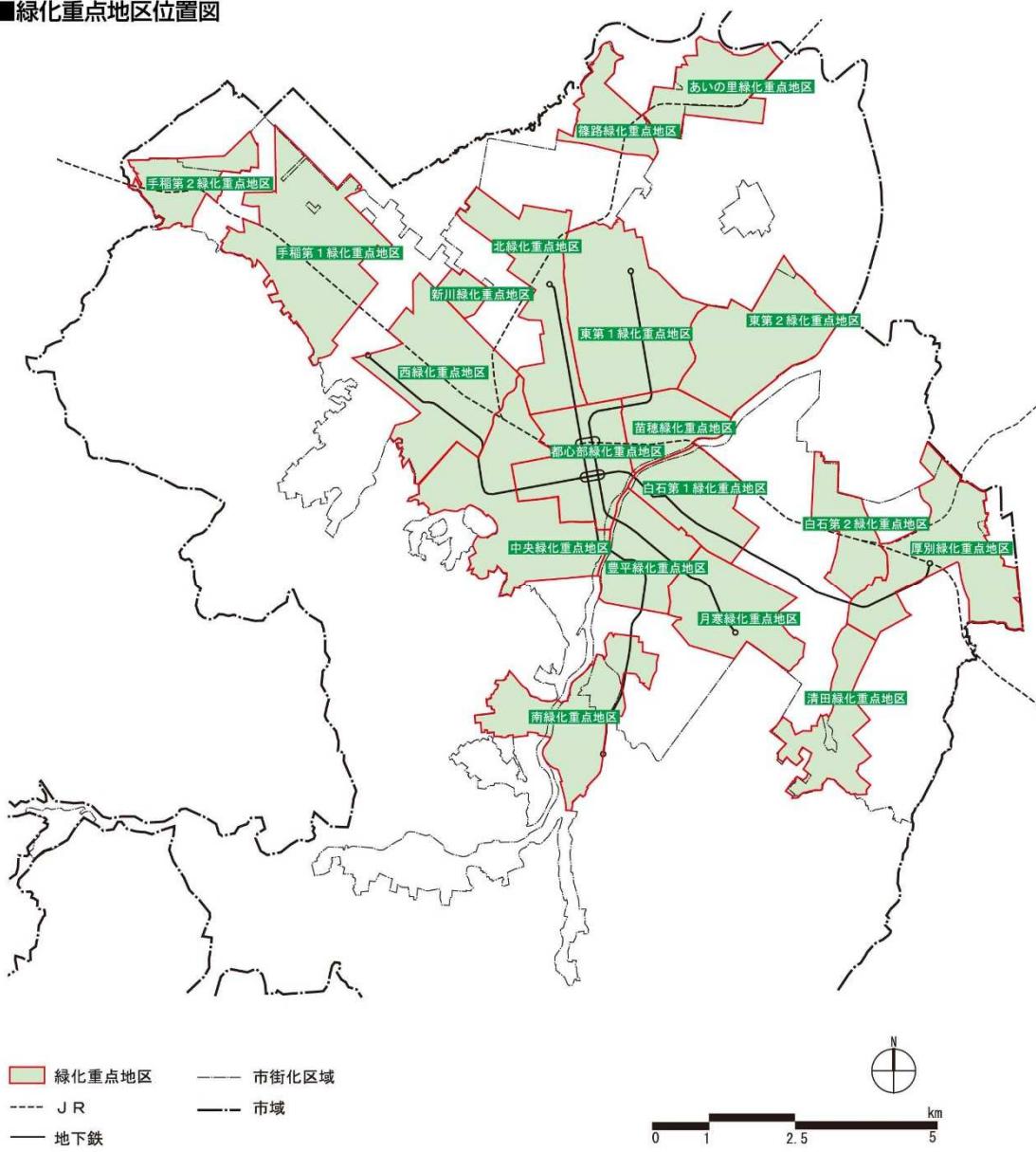
緑化重点地区の計画を継承し、地区の特性と緑化計画の方針に基づき、みどり豊かな街並みを形成します。（P77 参照）

■緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき、緑の基本計画に位置づけることとされる地区で、水と緑のうるおいと安らぎのある街の実現を目指すために、特定の地区を指定して、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区のこと。

緑化重点地区では、公共施設による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化など、市民・事業者・行政等が連携した、市民参加による緑化を重点的に推進していきます。

■緑化重点地区位置図



方向性7 街路樹のメリハリある管理

街路樹は、日陰の提供などにより心身ともに快適な生活環境を形成するとともに、みどり豊かな街路景観を形成することにより五感を通じて感じられるうるおいを創出するなど、市民が身近に感じることができる重要なみどりです。また、河川やコリドーと共にみどりのネットワークを形成する役割も担っています。

老齢化に伴う危険木の増加、管理コストの増加が見込まれることから、診断や計画的な更新などを進めるとともに、都心部・主要幹線については、きめ細やかな剪定により緑量ある景観づくりを進めます。みどり豊かな街並みを形成するため、街路樹を適正に維持・管理していきます。

■主な施策

○札幌市街路樹基本方針（P78 参照）の推進

街路樹のある安全かつ美しい道路空間を形成していくため、今後の街路樹の目標像に向けた整備や管理の方向性を示す、札幌市街路樹基本方針を推進します。

・都心部や主要幹線道路にある街路樹の重点的な管理

都心部や主要幹線道路は、災害時に緊急輸送道路として利用されることから、街路樹が交通の支障とならないよう重点的に安全管理を推進します。また、多くの市民が目にする街路樹の美しくボリュームある樹形作りに取り組みます。

・街路樹として適正の高い樹種への更新

街路樹として適正が高く、札幌市の気候や環境に適した樹種を選んで植樹するとともに、早生樹種については樹種転換を推進します。

・狭い歩道などにある街路樹の撤去

狭い歩道にある街路樹は、民有地への越境など様々な課題があるため、幅の狭い歩道には新たに街路樹を植えず、地域住民と協議の上、配置転換などの取り組みを進めます。

■札幌市街路樹基本方針〔平成 27 年（2015 年）策定〕

老齢化や成長による通行支障、剪定などの管理費の増加など街路樹の課題に関する今後の方針性を示すものとして策定されました。

基本方針では、効率的、効果的に街路樹の価値を發揮させ、市民の皆様が街路樹に感じるメリットを増やすことを目的に 10 の方針を定めています。

街路樹基本方針の体系

- ①都心部 街路樹の充実
- ②主要幹線道路 街路樹の充実

- ③交流・生活拠点 街路樹の充実
- ④街路樹の改善

- ⑤健全な街路樹をつくりだす 計画的な更新
- ⑥安全で災害に強い 道路交通の確保

- ⑦産学官民一体となった街路樹づくり
- ⑧街路樹管理技術の向上
- ⑨道路事業関係者との情報共有

- ⑩低炭素社会構築に向けた
みどりのリサイクルの推進

方向性8 都市公園の利活用の推進

これまで計画的に整備を進め、量的に一定の水準にある都市公園については、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえ、より有効活用していくことが必要です。

都市公園が持つ様々な機能を効果的に発揮させるため、利活用の推進に向けた公園活性化に関する協議会の設置や民間活力の導入など多様な場や機会の提供を進めます。

■主な施策

○公園利用サービスの向上

指定管理者制度、公募設置管理制度、PFIなどの活用により、民間事業者の活力とノウハウを導入し、より良い公園利用者へのサービスの提供を図ります。

○狭小公園の活用

狭小公園について、公園機能分担により新たな利用を生み出すほか、コミュニティガーデン※の設置など、レクリエーション機能以外での活性化を図る手法を検討します。

○ICT 活用

公園の更なる利活用を促進するために、ICTなどの新技術を活用し、公園案内へのQRコードを導入するなど情報を効果的に提供するための仕組みづくりを検討します。

○プレーパーク※の場の提供

子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的に、既存の公園などにおいて地域住民などが主体的に運営を行うプレーパークの開催場所を提供します。

※ コミュニティガーデン：公有地や民間の未利用地などを、地域の方々が協力しながら緑化した地域の「庭」。

※ プレーパーク：大人が子どもの遊びを見守ることで、子どもが自由な発想で遊びを展開できる機会や場所をつくる活動。

○多様な社会貢献の提供や機会の創出

公園への愛着を高めたり、幅広く市民や民間事業者からのサポートを得る手段として、寄付制度や事業者のCSR^{*}、ネーミングライツ^{*}など、多様な社会貢献の場の提供や機会の創出を進めます。

○冬季間における公園利用の推進

快適な冬のくらしを実現するために、スキーや雪遊びなどの活用できるスペースや施設の配置に配慮するとともに、雪置き場としての使用ルールに基づき、より一層市民に活用される公園づくりを推進します。

○主要都市公園などのユニバーサルデザイン^{*}化推進

観光地となっている主要都市公園などについては、国内外からの来訪者に快適に利用してもらうために、多言語化表示した看板設置やHPの活用などを検討するとともに、トイレなどの施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

○公園の新たな管理運営の推進

持続可能な管理運営を推進するために、指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）^{*}以外の手法の活用により、民間事業者や地元主体による新たな公園管理運営の推進に努めます。

* **CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)**：企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、倫理に基づく行動、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

* **ネーミングライツ**：体育施設や文化施設などの施設の名称に企業名や商品名などをつける権利のこと。企業からネーミングライツへの協賛による収入を得て、事業や施設の維持管理といった、施設の持続可能な運営などに役立てる。

* **ユニバーサルデザイン**：高齢者や障がい者のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた製品、建物、環境のデザイン。

* **公募設置管理制度 (Park-PFI)**：平成29年度の都市公園法改正により新たに設けられた制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一體的に行うものを、公募により選定する制度。

○「公園の活性化に関する協議会」の設置検討

公園を利用する地域住民などと公園管理者が、利便性の向上に必要な協議を行うための協議会について、必要に応じて設置を検討します。

■都市公園法　公園の活性化に関する協議会の設置について〔平成30年改正〕

まちなかなど立地条件がよいにも関わらず、十分に利用されていない都市公園があります。こうした状況を受け、都市公園法の改正により、公園管理者は都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織できるようになりました。

【協議会の構成委員】

- 公園管理者
- 関係行政機関・自治体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体、自治会、町内会など

【協議会における協議事項（例）】

- 都市公園の賑わい創出に向けたイベント開催など、運営に関する事項について
- キャッチボールやバーベキューなどの可否や、利用上のルール作りについて
- 住民参加による花壇作りや清掃などの美化活動など、住民協働のルール作りについて

○都市公園の新たな活用の推進

公園のさらなる魅力向上や持続的な管理運営を推進するために、指定管理者制度、公募設置管理制度、管理許可制度などの手法を用いて、民間事業者や市民団体との連携により都市公園の新たな活用を推進します。

・公園の特性に応じた主要公園などの管理運営方針の作成

札幌市では、都市公園を取り巻く課題や都市公園法改正といった国新たな動きを背景として、都市公園の新たな管理運営のあり方を示す必要があると考え、民間活力導入の可能性を踏まえ、主要公園の管理運営のあり方（P83 参照）を整理しました。

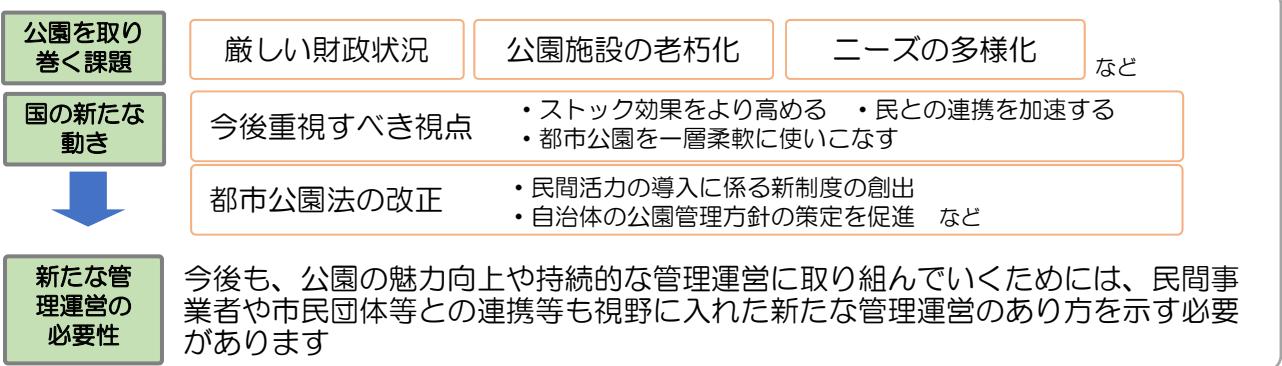
主要な都市公園を対象として、個別公園ごとの管理運営の方向性を整理し、今ある公園の良さを活かしながら、公園の特性に応じた管理運営方針を作成します。

・民間活力による公園の新たな魅力の創出など

行政の財源や人材などの経営資源の制約がある中、公園の更なる利便性向上や新たな魅力の創出などを推進するために、公募設置管理制度（Park-PFI）などを活用した民間活力の導入を進めます。

主要公園の管理運営のあり方について

【背景と目的】



【対象公園】

民間活力導入の可能性などを踏まえて、本市で重要な位置づけとなっている主要公園（総合公園、運動公園、都心部に位置し多くの市民に利用されている公園）を対象とします（下表参照）

【目指すべき管理運営の方向性と推進施策】

①公園の特性に応じた管理運営を行います

公園はそれぞれに異なる特色（機能）を持っており、こうした特色を「特性」として捉え、特性に応じた管理運営を行います。

②公園の魅力を高めます

既存公園の資源を活用し、公園の特性を理解した上で、公園の魅力を一層高めます。

③持続的な管理運営を行います

民間資金の活用や多様な主体が公園の管理運営に関わる仕組みをつくり、持続的な公園の管理運営を行います。

【主要公園の機能と特性の概要】

公園の基本的機能について、公園区域内のみどりや配置施設の状況などを考慮したもの
各機能を4段階で整理しており、*印が多いほど機能が高いことを示している

| 公園名 | 公園機能 | 基本的機能 | | | | 集客機能 |
|------|--------|-------|------|-------------|--------|-------|
| | | 環境保全 | 都市景観 | 運動・レクリエーション | コミュニティ | |
| 特殊公園 | 大通公園 | ** | **** | ** | *** | ***** |
| | 創成川公園 | * | *** | * | ** | **** |
| 総合公園 | 中島公園 | *** | **** | **** | ** | ***** |
| | 円山公園 | *** | *** | *** | ** | **** |
| | 百合が原公園 | ** | *** | ** | *** | ** |
| | 月寒公園 | *** | ** | *** | **** | *** |
| | 藻南公園 | *** | ** | ** | ** | ** |
| | 前田森林公园 | *** | *** | ** | *** | ** |
| | 平岡公園 | **** | ** | ** | **** | ** |
| | モエレ沼公園 | * | **** | ** | *** | **** |
| | 川下公園 | ** | * | *** | ** | ** |
| | 五天山公園 | ** | ** | ** | ** | ** |
| 運動公園 | 屯田西公園 | * | * | *** | ** | ** |
| | 手稲稲穂公園 | ** | ** | *** | ** | ** |
| | 農試公園 | ** | * | **** | *** | ** |

本表が示すとおり、公園ごとに機能や特性は異なるため、公園の特性に応じて管理運営の方向性を整理する必要があります

なお、本表は園内施設等を対象として整理したものであり、捉えきれていないものもあることから、細かな方向性も含めて、個別公園ごとの管理運営方針（個別方針）を作成し整理します

※個別方針は、公園管理運営の指針となるほか、民間活力の導入を検討する際の基礎資料として活用します

【事業展開】

2017年の都市公園法改正に伴って創設された「公募設置管理制度」（Park-PFI）等を活用して、今後、公園の魅力向上や持続的な管理運営に取り組んでいきます

方向性9 安全・安心で多様な機能を発揮する公園づくり

札幌市では住区整備基本計画などに基づき計画的に都市公園の配置が進められ、量的には一定の充足が図られていますが、都心やその周辺の人口が増加している地域では、身近な公園が不足しています。

公園は、環境保全、景観形成、コミュニティ形成、レクリエーション、防災などの機能を有しており、こうした多様な機能が発揮される公園づくりを進めます。

■主な施策

○既成市街地などの公園未充足地域での身近な公園づくり

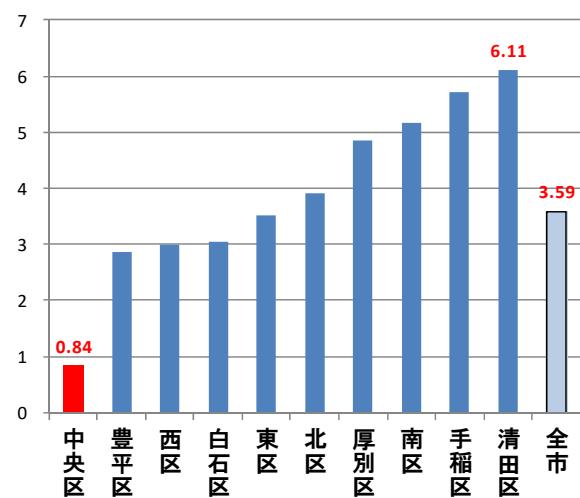
都市や都心に近接している既成市街地は、歴史的に身近な公園が少なく、人口も増加していることから、身近な公園を確保していきます。

なお、既成市街地は、まとまった用地の確保が難しいことから、公園以外のみどりのオープンスペース等も、その整備内容や利用実態（地域ニーズ等）により、公園に準ずるものとして活用していきます。

○大規模公園の整備

環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど公園の持つ多様な機能を発揮するための公園整備として、ごみ処分場跡地を大規模公園として有効活用する厚別山本公園の整備を2024年の完成を目指し進めます。

1人当たりの住区基幹公園面積



区別にはばらつきがあり、特に中央区では人口が増加傾向にありながら、住区基幹公園が著しく不足しています。

出典: 札幌市資料

○市民緑地認定制度の導入

都市緑地法に基づく市民緑地認定制度*を活用し、公園などが不足する地域において、民間主体による緑地・広場の創出の可能性について検討します。

○安全・安心な公園づくり

さまざまな公園利用者の危険防止や必要な機能の確保のため、老朽化した遊具などの施設改修を実施するほか、入り口・園路、駐車場やトイレのバリアフリー改修を実施し、安全・安心な公園づくりとなる再整備を進めます。

○災害に強いまちづくりに資する公園づくり

災害に強いまちづくりを推進するため、札幌市地域防災計画に基づく避難場所としての機能に加え、植栽などによる延焼防止など市街地の公園における防災機能の充実に向けた公園づくりを、関係部局や地域との連携により推進します。

・広場の保全、利用面の機能向上

災害時における避難場所や災害物資の荷捌き所などの災害復旧拠点として、最大限機能を発揮できるよう、公園緑地内の広場の保全及び周辺施設との連携など利用面の機能向上を図ります。

・公園緑地の防災機能のPR

災害時における公園緑地の重要性について、市民の理解を深めるとともに、公園緑地における防災機能のPRを進めます。

・他分野との連携

災害時の利用を見据えて、関係部局と連携し、防災訓練などの実施など防災教育の場や共助の場としての活用を推進します。

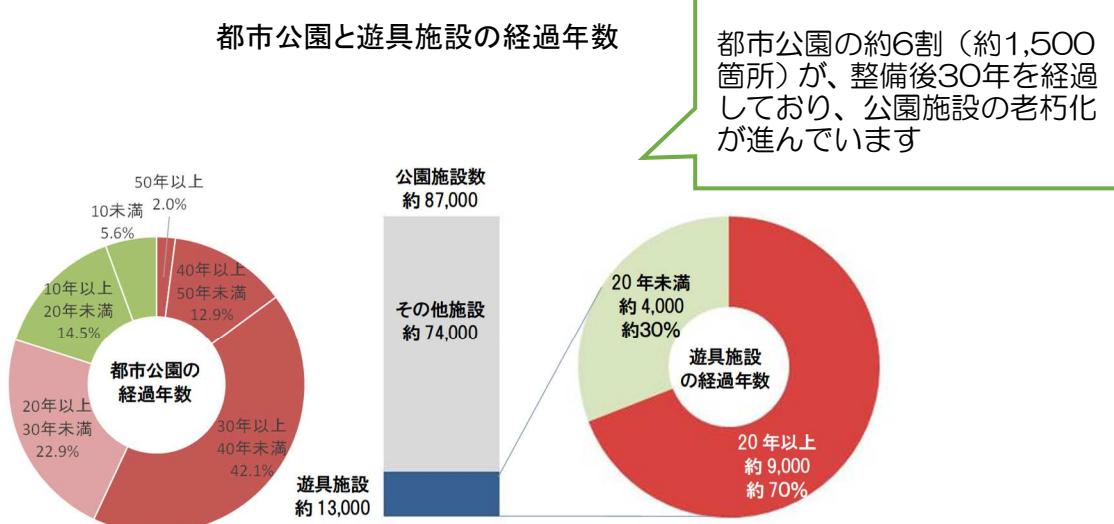
○グリーンインフラ*の導入検討及び普及啓発

現在、グリーンインフラは、都市の貯水機能向上を図る施設として注目を集めています。札幌市でも導入検討のための調査を行うとともに、透水性のモデルガーデンを紹介するなど、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。

* **市民緑地認定制度**：民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

* **グリーンインフラ**：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

公園緑地の整備は一定の水準にあり、量的にはほぼ充足しています。一方で、公園施設の老朽化が進んでおり、今後は、経営資源的な制約や人口減少社会も見据え、公園や公園施設の総量を抑制していくとともに、地域ニーズに合わせ、安全・安心にも配慮した再整備・維持管理を行います。



■主な施策

○公園機能の再編

老朽化した身近な都市公園を対象に、ワークショップなどで地元住民と話し合いを行い、意見を反映するなど地域のニーズに応じた再整備を行い、また、複数の小規模な公園が密集している場合には、地域ニーズや特性、配置状況などを踏まえた機能分担を図ります。

○狭小公園の必要に応じた統廃合の検討

特に地域ニーズが高く、公園機能の向上、まちづくりへの貢献、コストダウンなどの効果が見込まれる場合には、必要に応じて狭小公園の統廃合について検討します。

○公園施設の適正化（施設数削減、配置転換）

公園の種類や規模、周辺の状況や利用状況などを勘案したうえで、施設撤去や配置転換などによる公園施設の総量のコントロールを行い、持続可能な施設の適正化を図ります。

○公園の特性に応じたニーズへの対応

大規模公園においては、それぞれの公園が持つ特性に応じ、魅力の維持・向上に努めます。このため、根本的な見直しは行いませんが、必要に応じ、利用者のニーズを把握したうえで、部分的な機能の見直しを図ります。

○公園施設長寿命化計画*の策定、実施による計画的な公園施設管理

公園施設の全体的な老朽化が進行していることから、「札幌市公園施設長寿命化計画」を策定し、計画的な維持補修や更新を行います。

○公園樹木の健全化・適正化

公園樹木については、定期的な点検と危険木の伐採により健全化を図ります。

また、越境や見通しを阻害している樹木や密植などにより健全な生育が期待できない樹木について、伐採や樹種更新などによる健全化に努めます。

○公園樹木の取り扱い方針の改定

公園樹木の基本的な考え方を整理した「公園樹木の取り扱い方針」については、早生樹種の取扱いや災害に配慮する観点を盛り込むなど、方針の改訂を行います。

* 公園施設長寿命化計画：計画的な各公園施設の補修、更新を目的とし、公園施設状況の把握、安全面の確保、効率的・効果的な施設の維持管理を実施する計画。

ひと

みどりの将来像

多くの人がみどりにふれあい、
幸福感のある日常生活を送っています

市民の多様なニーズを的確にとらえ、都市公園や森林など身近なみどりを活用できる環境を積極的に作り、みどりを通じて誰もが暮らしやすい豊かな地域コミュニティの創出を進めます。

方向性 11

自然を知り・守り・つくり・活かす活動の推進

札幌が持つ多様な自然環境を保全するためには、市民一人ひとりが、自然環境について親しみと興味を持ち、理解を深め守り育み活かすことが重要です。

そのために、多様な主体と連携した活動や市民向け自然観察会など、自然を知り守り育み活かす身近な活動を推進していきます。

■主な施策

○市民・活動団体・事業者など多様な主体との連携による森づくり

市民はもとより事業者や地域に根ざした森林ボランティア団体などとの連携により、白旗山をはじめとする都市環境林の間伐、下草刈り、植樹など森林の維持管理を進めています。

○自然観察会や学習会の実施

白旗山都市環境林などにおいて森林とのふれあいを通じた、森林の大切さなどへの理解のための市民向け観察会や学習会などを開催します。

○環境教育の推進

都市の生活環境と自然環境とが調和していることが、札幌の利点であり、こうした利点を環境教育、環境学習に生かしていくことが必要です。

札幌市豊平川さけ科学館などにより、豊平川のサケを始めとする生物や自然環境の保護に関する知識の普及を目的とした環境教育を推進します。

市民や来訪者が多く訪れる都心のみどりは、快適な生活環境を提供するとともに、札幌らしい景観を形成しています。

また、みどりのオープンスペースなどは、市民が五感を通じて感じられるうるおいを創出し、憩いの場を提供しています。

札幌の顔となる都心において、みどりづくりによる美しい街並みの形成を図り、都市景観の向上や地域交流の活性化を図ります。

■主な施策

○花と緑の都心まちづくりネットワーク

現在行政が中心に札幌市全域を対象に花と緑のネットワーク確立のため個人・団体の登録を中心に行っていますが、都心については市民 NPO が主となるよう誘導して、市民や事業者の参加者掘り起しを図り、きめ細かい活動を期待します。

・都心の公園や民有地の広場で地域交流を活性化

都心での緑化活動を促進するため、都心で働く若年層を対象に講習会を開催していきます。

・都心でのおもてなし緑化

都心ではおもてなしの気持ちを込めてコンテナ花壇を設置していますが、近年は花壇のデザインや植込みの管理などの一部を市民と連携して行っています。

今後は、ボランティアの技能向上に向けたさらなる支援を実施し、花壇や市民活動の質を高めていきます。

より多くの市民が身近なみどりづくりに取り組んでいけるよう、気軽に参加できる機会の提供や支援を進めるとともに、継続した活動が可能となるよう、制度の充実や普及啓発などを行います。

■主な施策

○緑化活動の推進

市民の庭や事業者の敷地など、身近な場所において、アダプト・プログラム*、マイタウン・マイフラワープラン*などの制度の活用を通じた普及啓発を行い、緑化活動の推進を図ります。

○みどりづくり講習会の実施

市民に気軽にみどりづくりに触れてもらえるよう、緑のセンター*などで季節に合わせた植物や園芸をより楽しむための様々な講習会を開催します。

-
- * アダプト・プログラム：道路など一定区画の公共の場所を「アダプト（養子）」にみたて、ボランティアとなる地域団体や事業者などが「里親」となって継続的に環境美化活動を行い、行政がその活動を支援するもの。
 - * マイタウン・マイフラワープラン：小学校や幼稚園、町内会などの方々が、自分たちで花を種から育て、街路樹ますや植樹帯、校内・園内の花壇などに育った苗を植栽する取組であり、環境教育の側面もある事業。
 - * 緑のセンター：みどりの相談窓口や、各種園芸教室や押し花などの講習会の開催、不要になった樹木や草花を欲しい方に仲介するサービスなどを実施している施設。現在、豊平公園みどりのセンター、百合が原公園緑のセンター、平岡樹芸センターの3施設があります。

みどりの将来像の実現に向けてみどりづくりを進めていくためには、様々な主体と連携することが重要です。

これまで札幌市では、町内会やボランティア団体、事業者など様々な主体と連携し、みどりづくりを進めてきました。

今後は協働によるみどりづくりのより一層の推進のため、ボランティアリーダーの育成や若い世代や子育て世代なども参加しやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

■主な施策

○ボランティア活動の促進

市民との連携によるみどりづくりを進めてきた結果、みどりのボランティア活動への登録者数は増えてきており、これからも、市民・活動団体・事業者など多様な主体がボランティア活動に気軽に参加し、継続できる支援に取り組んでいきます。

・ボランティア活動促進計画の策定と実施

公園や森林ボランティア・タウンガーデナーなど、みどりに関わるボランティアのあり方を検討し、市民が参加しやすく継続できるボランティア活動の環境を整えるため、ボランティア活動促進計画を策定します。

・ボランティアリーダーの育成

園芸・緑化技術だけでなく、団体運営に必要な知識や、コーディネーターとしての役割などを広く学び、地域の緑化活動の推進力となる人材を育成します。

・ボランティアネットワーク拠点の構築

ボランティア活動を希望する人へ近隣のボランティア団体を紹介する場や、ボランティア同士の情報交換や交流の場が求められていることから、大規模公園の管理事務所や地区センターなどに、ネットワークづくりのための拠点機能を持たせることを検討します。

○大学などとの連携

札幌の風土・歴史・文化などの特徴を活かしたみどりのまちづくりを、市民・活動団体・学校・事業者などと連携・協力しながら取り組みます。

・連携・協力による調査・技術開発の推進

札幌の気候風土や街並みに適したみどりの技術づくりを進めるため、学校・研究機関・行政機関などと連携・協力によるみどりに関する調査や技術開発を進めます。

・市民の自主的調査研究の支援

市民や活動団体によるみどりにかかる調査研究がより活発に行われるよう、調査フィールドの提供などを含めて支援するしくみを整えます。

○効果的な情報発信の検討と推進

市民活動を推進するために効果的な情報発信の方法を検討します。

- **情報提供・共有のしくみ**

市民、活動団体、学校、事業者などが行っている活動の充実、さらには新たな活動への展開を目指し、相互の情報提供・共有による連携のしくみを整えます。

- **交流の場や機会の創出**

市民、活動団体、学校、事業者などが行っている活動の連携を図るために、広く市民に活動を紹介するとともに、市民を交えた活動団体が交流するイベントを開催するなど、団体同士や市民と活動団体との交流のための場や機会を創出します。

○イベントの開催などへの支援

みどりにかかわる人の裾野を広げるイベントの企画・運営や、さまざまな担い手によるイベントの開催などへの支援を行います。

○活動拠点機能の充実

自然観察、環境教育など公園緑地や都市環境林における活動をより一層推進するために、活動団体の活動場所や内容、運営形態に応じて、活動拠点の機能を充実させます。また、活動しやすく魅力的な拠点機能の充実を図るために、市民や活動団体などの連携による運営体制を整えます。

第7章 各主体の役割と進行管理

第7章 各主体の役割と進行管理

1. 各主体の役割

(1) 各主体の役割

市民・活動団体

市民や活動団体が自然やみどりの大切さや価値・機能を認識するとともに、札幌の緑化への取組や、公共空間・道路や河川などでの緑化活動や清掃・美化活動へ参加することが求められています。市民一人ひとりが主体的に関わることで、みどりに対する意識を高めていくことが期待されます。



町内会による街区公園の清掃活動の様子

事業者・大学など専門機関

CSR（企業の社会的責任）の観点から、環境意識の啓発、所有地の緑化、市民活動への資材や人材の提供など、地域社会に貢献していくことが求められています。加えて、都市公園の魅力づくりや農地の活用など、みどりを活用した新たな取組を展開し、地域において先進的にみどりづくりを進める役割が期待されています。

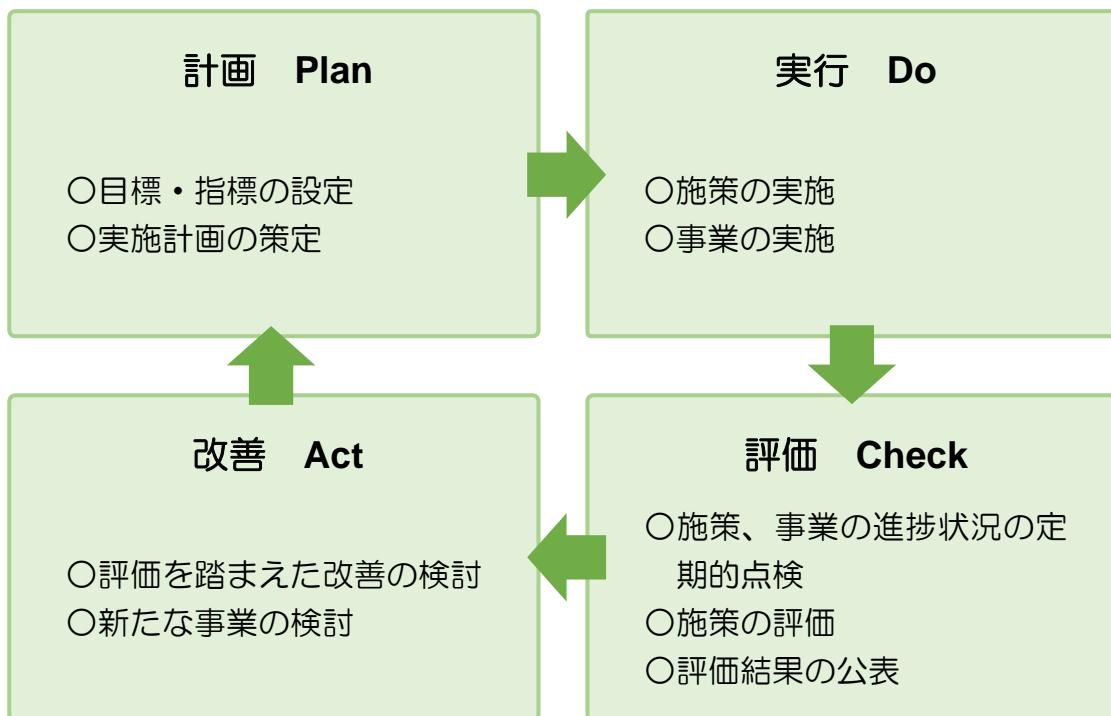
行政

庁内での連携のもと、質の高いみどりづくりの計画的な推進、各資源の有効活用のために施設間の連携による相乗効果を目指していく必要があります。そのため、みどりに関する情報発信やみどりと触れ合う機会の提供など、市民や活動団体、事業者などのみどりづくりを支援しながら、緑化行政を推進していくことが求められています。

2. 計画の進行管理

(1) PDCAサイクル手法^{*}の導入

みどりの基本計画が目指すみどりの将来像の実現に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルの考え方で計画の進行管理を行います。



(2) 積極的な情報提供

市民や活動団体、事業者、行政が一体となって計画や施策を推進していくためには、市民と情報を共有することが必要です。必要な情報を把握するとともに、市民や事業者にみどりに関する情報を積極的に提供・公表します。

(3) 市民協働による評価

当計画で掲げた数値目標の達成状況について、緑の審議会やアンケート調査を通じて市民などの声を基に、目標の達成状況を定期的に点検、評価します。

* PDCAサイクル：マネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)の順に実施し、このプロセスを繰り返すことで、業務の改善・向上などを図っていく手法。